

令和5年度 社会福祉法人平成会事業計画

1、理事会、評議員会の開催

第1回令和5年 6月予定	令和4年度事業報告（案）について 令和4年度資金収支決算報告（案）について 理事選任（案）について
第2回令和5年 8月予定	令和5年度第1次資金収支補正予算（案）について、
第3回令和5年12月予定	令和5年度第2次資金収支補正予算（案）について
第4回令和6年 3月予定	令和5年度第3次資金収支補正予算（案）について 令和6年度事業計画（案）について 令和6年度資金収支当初予算（案）について

2、事業計画

令和5年度 充実計画

2年目：新型通信機器入替工事（ICT機器の活用によるサービスの質向上と新型通信機器による防犯対策）

3、内部監査会

令和5年6月予定

4、令和5年度法人会計及び施設運営状況について運営方針

- ①コロナからの脱却と同時に外部交流を増加と事業の収支バランスの健全運営を図り安定運営を目指します
- ②様々な人材確保により、安定的な質の高いサービス提供を図ります
- ③職員の内部及び外部研修に積極的参加し、サービス向上を目指します（月1回以上）
- ④利用者・職員がともに笑顔が溢れ、福祉の基本である幸せを模索し提供します
- ⑤在宅サービスの構築11年目 コロナ状況を見極めて、ほほえみの会、喫茶室の再開し積極的交流を増やします
- ⑥地域福祉の拠点としての役割・貢献活動の強化
- ◇地域貢献。（サロン活動に参加、神社掃除活動、小中学校への福祉啓蒙、介護技術及びリハビリテーション勉強会）
- ◇フレッシー、とくし丸（ベルク）便の利活用

◇喫茶室の利活用と足湯の充実により、地域の方に開かれたすみれ荘を目指します

◇災害時緊急避難所として活用ができる防災訓練を行う（地域連携も含む）

◇その他（出張相談等）

5、受託事業

令和5年度の前橋市事業委託は、次の通りである

①すみれ荘地域包括支援センターランチ

②ほほえみの会 開催（年10回）

③前橋市たきくぼ児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

6、その他

令和5年度 特別養護老人ホームすみれ荘事業計画（案）

1 基本方針

- ・入居されている方が健康で楽しく生活していただけるように個々に合わせた適切な介護を行っていく。
- ・利用者の方々が介護保険制度の趣旨に添って、安心して過ごしていただける取り組みを行う。
- ・施設内看取り希望の方には安らかな最期を迎えられるように、本人・家族の希望を伺い、安らかな最期を迎えられるように努めていく。
- ・地域との交流を積極的に行ない、地域に開かれたサービスを推進する。
- ・新型コロナウイルス感染予防を徹底し、感染拡大防止に努める。
- ・介護記録にタブレット端末を活用し、業務削減に努める。

2 事業計画

○すみれ荘便り（機関誌）の発行

入居されている方々がどのように過ごし、どのような取り組みをすみれ荘で行っているか等、家族に理解していただける機関誌を発行する。（2ヶ月に1回発行）

委員会活動

○排泄委員会

一人ひとり個人ごとに異なる排泄感覚やリズム等を把握して適切な方法を考え研究していく。また、オムツ等の研究や研修を実施する。

○入浴委員会

一人ひとり気持ちよく安心・安全に入浴できる方法を研究する。また、それに伴う環境整備やプライバシー保護についても探求しより良い方法を追求し研修等も行う。

○食事委員会

一人ひとりのニーズを把握して、その人に合った食事形態、食事方法を提供できるように研究・研修をしていく。また、食事の際の環境作りを大切に考え、落ち着いて食事がとれるように工夫していく。

○口腔委員会

一人ひとりの口腔内の状況把握に努め、義歯の管理、歯の磨き方等を探求、研修を行い口腔衛生に努めていく。

○お楽しみ委員会

季節に合わせた行事や楽しんで実施できるレクリエーション等を企画、運営し入所者の方が楽しみのある生活が送れるように委員会活動を実施する。

○感染予防対策委員会

感染情報の把握に努め、利用者・家族・職員への指導。また、県内感染情報の広報を通して、感染拡大を予防する。年間2回以上を目標に吐物処理、手洗い方法等感染予防における研修会等を実施する。

○消防訓練

消防署立会いのもと、職員、利用者を含めて消防訓練を行ない、災害時に備える。年3回実施する。

○緊急対応（救命）研修

年間2回以上を目標に緊急時救命対策等（AEDの使用方法）勉強会を行う。

○身体拘束委員会・事故対策委員会

（身）3か月に1回以上委員会を実施し、身体拘束ゼロに向けて取り組みを行う。

（事）3か月に1回以上委員会を実施し、ヒヤリハット・事故情報等の報告からのリスク検討と再発防止対策を検討し、リスクの軽減と分析情報を周知して再発を防ぐ。

○給食委員会

季節にあった食事やご当地の食事を提供し、楽しみのもてる食事を提供していく。また、食べやすい食事形態の研究や色彩による食の改善にも取り組んでいく。

○連携会議

毎月、多職種の連携を図るため、各部署の主任、副主任が集まり話し合いを行い、質の改善に取り組む。

行事計画

※毎月、誕生日会を実施してその月の誕生者を祝う。

※車窓（ドライブ）や外出、散歩をし、外の空気にふれる。

※四季の行事の際には、荘内の飾りつけを行い、四季を感じていただく。

※買物、外食を適宜行い、社会との関係を保つ。

※荒砥保育所の児童と交流し、子ども・地域との交流をもつ。

※すみれ荘喫茶に参加しボランティアとの交流をもつ。

＝年間行事予定＝

4 月	花見車窓 誕生会	5 月	誕生会	6 月	誕生会	7 月	七夕飾り 誕生会
8 月	特養 夏祭り 誕生会	9 月	運動会 誕生会	10 月	法人 秋祭り 誕生会	11 月	紅葉狩り 誕生会
12 月	クリスマス 会 餅つき 誕生会	1 月	正月祝 誕生会	2 月	節分 誕生会	3 月	節句 誕生会

※保育所交流等外部からの行事、外出行事は新型コロナウイルス感染状況を
ふまえて実施する。

職員研修

毎月法人研修を実施し、施設内外の研修に参加して日々研鑽する姿勢を継続する。

外部研修後は会議等で発表し全職員が共有できるようにする。

新人教育マニュアルを活用し新人の人材育成に取り組む。

認知症研修年、介護技術研修を実施する。

令和5年度 特別養護老人ホームすみれ荘ユニット施設

事業計画（案）

3 基本方針

- ・入居されている方一人ひとりの生活リズムや身体状況を把握し、健やかに生活できるようにその方にあった介護を提供していく。
- ・利用者の方々が介護保険制度の趣旨に添って、安心して過ごしていただける取り組みを行う。
- ・施設内看取り希望の方には安らかな最期を迎えられるように、本人・家族の希望を伺い、安らかな最期を迎えられるように努めていく。
- ・地域におけるイベントに参加する等、地域との交流を積極的に行ない、地域に開かれたサービスを推進する。
- ・新型コロナウイルス感染症予防を徹底し、感染拡大防止に努める。

4 事業計画

○すみれ荘便り（機関誌）の発行

入居されている方々がどのように過ごし、どのような取り組みをすみれ荘で行っているか等、家族に理解していただける機関誌を発行する。（2ヶ月に1回発行）

委員会活動

○排泄委員会

一人ひとり個人ごとに異なる排泄感覚やリズム等を把握して適切な方法を考え研究していく。また、オムツ等の研究や研修を実施する。

○入浴委員会

一人ひとり気持ちよく安心・安全に入浴できる方法を研究する。また、それに伴う環境整備やプライバシー保護についても探求しより良い方法を追求し研修等も行う。

○食事委員会

一人ひとりのニーズを把握して、その人に合った食事形態、食事方法を提供できるように研究・研修をしていく。また、食事の際の環境作りを大切に考え、落ち着いて食事がとれるように工夫していく。

○口腔委員会

一人ひとりの口腔内の状況把握に努め、義歯の管理、歯の磨き方等を探求、研修を行い口腔衛生に努めていく。

○お楽しみ委員会

季節に合わせた行事や楽しんで実施できるレクリエーション等を企画、運営し入所者の方が楽しみのある生活が送れるように委員会活動を実施する。

○感染予防対策委員会

感染情報の把握に努め、利用者・家族・職員への指導。また、県内感染情報の広報を通して、感染拡大を予防する。年間2回以上を目標に吐物処理、手洗い方法等感染予防における研修会等を実施する。

○消防訓練

消防署立会いのもと、職員、利用者を含めて消防訓練を行ない、災害時に備える。年3回実施。

○緊急対応（救命）研修

年間2回以上を目標に緊急時救命対策等（AEDの使用方法）勉強会を行う。

○身体拘束委員会・事故対策委員会

（身）3か月に1回以上委員会を実施し、身体拘束ゼロに向けて取り組みを行う。

（事）3か月に1回以上委員会を実施し、ヒヤリハット・事故情報等の報告からのリスク検討と再発防止対策を検討し、リスクの軽減と分析情報を周知して再発を防ぐ。

○給食委員会

季節にあった食事やご当地の食事を提供し、楽しみのもてる食事を提供していく。また、食べやすい食事形態の研究や色彩による食の改善にも取り組んでいく。

○連携会議

毎月、多職種の連携を図るため、各部署の主任、副主任が集まり話し合いを行い、質の改善に取り組む。

○ユニット運営推進会議

隔月開催し、行政、家族、地域の方と情報交換を行い、質の改善に取り組む。

行事計画

※毎月、誕生日会を実施してその月の誕生者を祝う。

※車窓（ドライブ）や外出、散歩をし、外の空気にふれる。

※四季の行事の際には、荘内の飾りつけを行い、四季を感じてもらう。

※買物、外食を適宜行い、社会との関係を保つ。

※荒砥保育所の児童と交流し、子ども・地域との交流をもつ。

※すみれ荘喫茶に参加しボランティアとの交流をもつ。

＝年間行事予定＝

4 月	花見車窓 誕生会 アニマル	5 月	誕生会	6 月	誕生会	7 月	七夕飾り 誕生会
8 月	特養 夏祭り 誕生会	9 月	運動会 誕生会	10 月	法人 秋祭り 誕生会	11 月	紅葉狩り 誕生会
12 月	クリスマス 会 餅つき 誕生会	1 月	正月祝 誕生会	2 月	節分 誕生会	3 月	節句 誕生会

※保育所交流等外部からの行事、外出行事は新型コロナウイルス感染状況をふまえて実施する。

職員研修

毎月法人研修を実施し、施設内外の研修に参加して日々研鑽する姿勢を継続する。

研修後は会議等で全職員が共有できるようにする。

新人教育マニュアルを活用し新人の人材育成に取り組む。

認知症研修、介護技術研修を実施する。

令和5年度 すみれ荘短期入所生活介護 事業計画（案）

1. 基本方針

- ・在宅生活を踏まえながら個々のニーズを把握し、個別サービス計画を作成する。また、プランに基づいた個別ケアを実践する。
- ・ご利用者の方々が介護保険制度の趣旨に添って、安心して過ごしていただける取り組みを行う。
- ・新型コロナウイルス感染予防を徹底し、感染拡大防止に努める。

2. 事業計画

- ・城南地区をはじめ大胡地区・粕川地区を中心に事業を展開し、他の地区についても柔軟に対応する。
- ・新規受け入れの際は、介護支援専門員と密に連携し情報収集を行い、利用される方が不安を感じないように受け入れ態勢を整える。
- ・緊急時の利用希望等、柔軟に対応する。
- ・利用者、家族の希望を受け入れ、個々にあったケアを提供する。
- ・利用者が自立に向けて取り組みやすい環境や支援計画、アセスメント、モニタリングにより支援を整える。
- ・職員が情報を共有し、在宅生活に沿ったケアを心掛ける。

3. 行事計画

- ・レクリエーションや生活リハビリを実施し、楽しく過ごしていただく。
- ・特養で行っている行事に参加していただき、楽しんでいただく。
- ・季節ごとに車窓（ドライブ）・外出・散歩等を行い、四季を感じてもらう。

令和5年度 デイサービス事業計画（案）

1、基本方針

- ① 平成会の運営理念に基づき、サービスを提供していく。
- ② 通常規模型デイサービスを運営していく。
- ③ 個別リハビリを充実していく。
個別機能訓練加算。運動機能向上加算を確保する
- ④ カルチャータ的なデイサービスを、提供していく。
- ⑤ 認知症の方、認知症予防群の方が触れ合う場、認知症カフェの構築。
- ⑥ デイサービス・訪問介護・ショートステイを利用して、当法人の特別養護老人ホームへの入所する筋道を構築する。
- ⑦ 介護予防事業の推進と地域に、介護予防群事業・認知症サポーター養成の実施展開していく。
- ⑧ 地域包括システムの一翼を担う。
- ⑨ アクティビティサービスの拡大と地域との交流を構築する

2、活動範囲

城南 荒砥地区 永明地区 桂萱地区 大胡地区 粕川地区を中心に事業を展開していく。そのためにも居宅部門と連携をとっていく。

3、事業実施

- ① 通所される方の満足度100%をめざして展開していく。
- ② 利用者の声に耳を傾け、利用者主体の事業を行う。
- ③ 生活リハビリ、遊びリレーション、創作活動の充実、
- ④ 陶芸クラブの活動の充実。
- ⑤ 認知症高齢者サービス提供を充実していく。
- ⑥ 個別機能訓練を充実していく。
- ⑦ 居宅介護計画書をマスタープランとして、利用者の通所介護計画書(老施協版)を作成し、それをもとにサービスを実施し、記録等を確実に実施してモニタリングを着実に行う。
- ⑧ 医師・介護支援専門員との連携、他サービス事業所との情報交換を積極的に行う。
- ⑨ ボランティア、実習生を積極的受け入れる(コロナの状況による)
- ⑩ ボランティアグループと協力体制を継続する(コロナの状況による)
- ⑪ 認知症研修 職員技術向上研修等 職員が積極的に参加する。
- ⑫ 研修に参加し、広い視野で物事を考える力を育てる。

- ⑬ 退所された家族の方のホローを行う。
- ⑭ 年間利用者延べ利用人数 10、500人

4、年間計画

① 外出事業(コロナ状況による)

4月 お花見 11月 りんご狩り 1月 初詣

② 屋外サービス(コロナ状況による)

5月 赤城神社つつじ こいのぼり 6月女堀菖蒲 7月あじさい 8月
赤城山 9月コスモス 10月小菊の丘 3月 敷島公園河津桜

③ 名物おやつ 月1回ずつ実施

④ 誕生会

利用者さんの誕生日をお祝いする。

⑤ フレッセイ、ベルクの移動販売車での買い物

⑥ 体重測定 月1回 身長測定 年1回

⑦ 城南公民館の文化祭に作品を出展する。

⑧ 月刊デイ主催の絵手紙コンテストに応募する。

令和5年度 すみれ荘ホームヘルパーステーション事業計画(案)

1. 基本方針

介護保険における要支援、要介護認定、総合事業において、要支援1～2・要介護1～5

- ・総合事業対象の利用者に対して身体介護・生活支援の訪問介護サービスを提供する。

2. 運営方針

①利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るよう、身体介護・生活援助を行う。

②ホームヘルプサービスの提供方法について、わかりやすく説明し懇切丁寧にサービスの提供を行う。

③適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

④居宅介護支援事業所をはじめとする関係各機関、保険福祉サービス事業所との連携を密に図り情報提供を行う。

⑤新型コロナウイルス、感染症予防対策をして支援を行う。

(手洗い・手指消毒・エプロンの着用、必要に応じてグローブ・ゴーグルを装着するなど)

※職員、利用者で感染が疑われる者に対しては、相談センターへ速やかに連絡し指示を受ける。

3. 令和5年度の目標

①収入の確保

・居宅介護支援事業所・地域包括支援センターへの訪問や電話などにより、ヘルパーステーションの魅力を伝え、信頼関係の構築に努める。

・利用者のニーズに、いち早く気づき対応・報告をして継続した利用に繋げていく。

※コロナ禍のため主に電話で行う。

②資質向上

・職員のスキルアップを目指し、各種研修会に積極的に参加する。(WEB研修含む)

- ・週 1 回資質向上会議、月 1 回居宅との合同研修を実施し、利用者のニーズに応じた良質なサービスを提供するための介護技術とコミュニケーション能力の向上を学ぶ。

③個別援助計画

- ・ケアプランに沿った個別援助計画の作成と自立に向けた支援の確立を行う。

④モニタリングの充実

- ・利用者に変化が生じた場合には速やかにケアマネへ報告をする。

令和 5 年度 すみれ荘居宅介護支援事業所事業計画（案）

1、事業目的

令和 5 年度は、地域住民の相談窓口としての役割を果たすことで、地域に根付いた支援を行いたい。サービス提供地域は前橋市・伊勢崎市であるが、特に事業所周辺の地域（城南地区）を中心とした事業の展開を図り、要介護または要支援状態にある高齢者等に対して、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

2、運営方針

- ①前橋市・伊勢崎市（特に城南地区）を中心に事業展開を行い、地域に潜在化するニーズの掘り起こしを目指す。個別訪問や団体への関わり、地域包括支援センター・病院訪問などを行い地域ニーズの把握を行う。
 - ②自立支援を第一に居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画を作成し、利用者本位の支援を実施する。また、一人当たり 40 件の件数を上限として事業を実施する。
 - ③利用者の意志・意向及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることがないように公正中立に行う。
 - ④事業所の運営にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター（ランチ含）、他の居宅サービス事業者、介護保険施設、関係医療機関等との連携に努めるものとする。
 - ⑤利用者の状況把握を綿密に行い、随時ケアカンファレンスを開催し、関係機関と定期的に連絡調整を実施していく。
 - ⑥地域に密着した居宅介護支援を目指し、医療機関、地区公民館、郵便局、薬局、市町村等へ積極的に向き啓蒙活動を実施する。
- * コロナ等感染症に関しては感染予防を徹底して訪問を行い、状況により電話、照会等別の手段で連絡を行う。

3、事業展開

- ①居宅介護支援が公正中立に行われるよう管理・実施していく。
 - ②居宅サービス計画の作成と交付、毎月のモニタリング、介護認定申請に係る支援を実施する。
 - ③毎月の訪問と状況把握及びその記録を定期的に実施する。
 - ④市町村から委託を受けた介護認定調査、地域包括支援センターから委託を受けた介護予防サービス・支援計画の作成、総合事業に関するサービス・支援計画の作成を実施する。
 - ⑤居宅サービス事業者、医療機関等との連絡調整とケアカンファレンスを実施する。
 - ⑥介護保険施設等への紹介等を行う。
 - ⑦地域の介護支援専門員との連携を図り、情報の共有や支援ができる先駆的な事業展開を目指す。
- * コロナ等感染症に関しては、今後も感染予防を徹底して訪問を行い、状況により電話、照会等別の手段で連絡を行う。

4、苦情処理体制

利用者またはその家族からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者等の要望、苦情に対し迅速に対応する。

5、研修

- ①介護支援専門員現任者研修をはじめ、各種研修会に積極的に参加し、職員の資質向上に努める。
- ②週1回のサービス向上会議において、各介護支援専門員同士の情報交換、社会資源の確認、困難なケースに対しての事例検討等を行い、事業所の資質向上に努める。
- ③サービス向上会議内において、月1回ホームヘルパーステーションとの合同研修を実施し、職員の資質向上に努める。
- ④地域包括支援センター他、関係機関と協力し地域住民に対して研修会を開催し、介護保険制度の理解を広げる。

令和5年度 たきくぼ児童クラブ事業計画（案）

1、運営方針

- （１）子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人一人の子どもたちが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。
- （２）子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもたちが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものとする。
- （３）子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2、基本事項

児童数（定員）及び利用者	定員４０人（登録児童数とは別とする） 保護者の就労等により昼間家庭において、保護を受けることができない市内の小学校に通学する児童（小学校六年生まで）但し、同一敷地内等に祖父母が住み、児童の見守りが出来ると判断される方については、ご遠慮いただく場合があります。
開所日時及び休日	① 開所日時 ア）授業日：１２時から午後６時３０分まで イ）学校休業日：午前７時３０分から午後６時３０分 午後６時３０分から午後７時まで延長保育を実施 ② 休日 ア）日曜日、国民の祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日） イ）その他必要と認める日 学校諸行事に伴う振替休日は別として開所するものとする。
保育料等	通常保育料（月）…１２，０００円※ 内訳）保育料 ９，５００円 おやつ代 ２，０００円 教材費 ５００円 延長保育料…１回３００円 ※但し、延長者で１０回以上利用の場合には上限金額を月額３，０００円とします。

	※ひとり親家庭、1家庭で2人以上の場合には2人目から通常保育料（月）10,000円になります。 ※法人職員が保護者の場合2割引となります。 ※長期休業中のみ希望者は1回1,500円になります。
保育内容等	宿題の補助 教育補助等により学力の維持・向上を目指します。

3、保護者および地域との連携について

- (1) 日ごろから保護者との連携の下に進めることとし、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるような支援に努める。
- (2) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと。
- (3) 保護者との緊急時の連絡体制をとる。（電話、メール連絡網の配布）
- (4) 保護者や利用希望者等からの児童の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、児童の安全確認に配慮しつつ、クラブ室などの見学が行えるように適切に対応する。

4、学校との連携について

- (1) 積極的に連携を図るとともに、学校との情報交換に当たっては、個人情報の保護や秘密の保持に十分な配慮を行う。
- (2) 子どもの生活と遊び場を広げるために、余裕教室をはじめとする学校諸施設の利用促進について連携を図る。

5、安全、危機管理に対する対応について

- (1) 事故やケガ等の防止に努め、日頃から施設内の危険な場所、設備等を点検し適切な安全対策を講じるとともに、事故等が発生した場合には速やかに適切な処置が行われるように行う。
 - クラブ室だけでなく、出入りする場所には危険物を置かない。
 - 書庫等は固定し、棚から物が落下しないように工夫する。
 - 施設内の危険な場所、設備等への囲壁の設置、施錠等を行う。
- (2) 長期休業期間等における事故防止について

長期休業期間や学校休業日は、利用児童数が一時的に増加するとともに、児童のクラブでの生活時間も長くなることから、安全・衛生対策をさらに強化します。

 - 花火、引火性爆発玩具等を使った遊びは、使用場所やその取扱い等十分安全性

を確保すること。

○水の事故防止を図るため、児童に危険場所を周知徹底し、安全な水遊び場の指定および監視体制を強化する。

○行事などでバーベキュー等の食事を提供する場合は、食品の衛生的な取扱いに最新の注意を払い、食中毒の予防に努める。

○シャボン玉遊びなどでの誤飲等に注意します。

(3) 損害保険や賠償責任保険に加入し、事故等による補償に備えます。

(4) 児童の健康増進に日ごろから配慮し、食中毒や感染症等の予防に努めるとともに、発生時における対策をあらかじめ作成する。

○体温計、水枕、消毒薬、ばんそうこう、ガーゼ、包帯、うがい薬

(5) 非常災害に対する具体的計画、マニュアル等を策定し、これに対する定期的な訓練を実施する。なお、消防については、消防法その他の関係法令の定めに従い、地域の消防署と連携し、必要な対策を講じる。

○消防法その他の関係法令の定めに従い、建物の規模（面積や収容人数）に応じた消防設備（消火器具、自動火災報知器、非常警報器具・設備、避難器具など）を設定すること。

(6) 不審者の立入り防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備しておくとともに、地域の警察と連携を密にする。

(7) クラブ来所・帰宅時の安全確保

○あらかじめ、クラブへの来荘及び帰宅時の安全確保のためのチェックリスト等を作成し、児童及び保護者に周知する。

○学校の時間割について情報交換を行うとともに、下校時刻の変更が生じた場合は、情報交換を行うなどにより学校との連携、協力に努める。

○地域の関係機関・団体等に児童の来所・帰宅時の状況を知らせ、理解を得るとともに、これらと連携したパトロール、見守り活動等を実施する。

6、苦情対応について

(1) 苦情を受け付ける窓口を児童や保護者に周知するとともに、要望や苦情への対応手順や体制を整備し、迅速な対応を図ります。

【苦情の流れ】

苦情の受付⇒苦情の受付の報告・確認⇒苦情解決のための話し合い

※当事者間で解決できない苦情は、運営適正化委員会へ相談する。

(2) 苦情対応について、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組み。

- (3) 現実に発生した苦情に対しては、利用者の立場に立って誠意ある解決を図り、児童及び保護者の満足度が高められるように配慮します。

7、指導員の配置および採用基準、研修計画について

研修には積極的に参加し、研鑽をする。

8、その他

滝窪金丸分校、大胡東、大胡小学校については安全に送迎をする。

9、たきくぼ児童クラブ令和5年度月別行事予定

- 4月 新入生歓迎会
- 5月 避難訓練（火災想定）すみれ荘訪問
工作（母の日、こいのぼり作り）、お誕生日会・表彰、手作りおやつ
- 6月 お誕生日会、表彰
- 7月 お誕生日会・表彰、七夕飾り制作
- 8月 すみれ荘訪問、マンカラ大会、スライム作り、夏休み制作
お誕生日会・表彰
- 9月 避難訓練（地震想定）、手作りおやつ、お誕生日会・表彰
- 10月 すみれ荘秋祭り、手作りおやつ、ハロウィンパーティー
お誕生日会・表彰
- 11月 お誕生日会・表彰
- 12月 不審者対策訓練、クリスマス会（ビンゴゲーム）、お誕生日会・表彰・手作り
おやつ、クリスマス制作
冬休み集団遊び（ころがしドッチボール、サッカー、進化ゲーム、人間オセロ他）、大掃除
- 1月 お誕生日会、表彰、干支づくり（折り紙、絵）
- 2月 節分（豆まき）、お誕生日会、表彰、バレンタインデー工作
- 3月 お誕生会、おひな様作り、座談会、卒業を祝う会